

柏市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 4 日

柏市議会議長 石井 昭一 様

議会運営委員会委員長 日暮 栄治

提案理由

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、発言席における発言、文書質問及びオンライン会議システムを活用した委員会の開会ができることとしたいので提案する。

柏市議会規則第 号

柏市議会会議規則の一部を改正する規則

柏市議会会議規則（昭和41年柏市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第119条・第120条」を「第119条—第120条の2」に改める。

第50条第1項本文中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「簡易な事項について」を「議長が必要があると認めるとき」に改め、「議席」の次に「又は発言席」を加える。

第63条の2中「、質疑又は質問」の次に「（第64条の2第1項の規定による文書質問を除く。以下この条及び第66条本文において同じ。）」を加える。

第64条中「質問」を「第62条第1項又は第63条第1項の規定による質問」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（文書質問）

第64条の2 議員は、会期中、市の一般事務について、議長の許可を得て文書により質問することができる。

2 前項の規定による質問（以下「文書質問」という。）は、簡明な主意書を議長に提出することにより行わなければならない。

3 議長は、文書質問を許可したときは、答弁書を提出すべき期日を指定して、当該文書質問の主意書を市長その他の関係機関に送付するものとする。

4 議長は、市長その他の関係機関から答弁書の提出を受けたときは、これを文書質問の主意書とともに全議員に配付するものとする。

第78条第1項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 文書質問の主意書及び答弁書

第84条第1項中「出席できないとき」の次に「（柏市議会委員

会条例（昭和62年柏市条例第30号。以下「委員会条例」という。）第15条の2第2項の許可を得た委員が同項に規定するオンライン出席（以下「オンライン出席」という。）をすることができないときを含む。次項において同じ。）」を加える。

第87条第1項中「出席委員」の次に「（委員会条例第17条第1項に規定するオンライン出席委員（以下「オンライン出席委員」という。）を含む。第124条第2項及び第125条第1項を除き、以下同じ。）」を加え、同条第2項中「退席」の次に「（オンライン出席委員にあつては、オンライン出席をしないこと）」を、「出席」の次に「（委員会条例第15条の2第2項に規定するオンライン委員会（以下「オンライン委員会」という。）にあつては、オンライン出席を含む。以下同じ。）」を加える。

第2章第5節中第120条の次に次の1条を加える。

（オンライン委員会における互選）

第120条の2 前2条の規定にかかわらず、オンライン委員会における委員長及び副委員長の互選の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第122条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン出席委員にあつては、この限りでない。

第128条の次に次の1条を加える。

（オンライン委員会における挙手者等の多少を認定し難いとき等の表決）

第128条の2 第124条第2項及び第125条から前条までの規定にかかわらず、オンライン委員会で委員長が挙手者若しくは起立者の多少を認定し難いとき若しくは委員長の宣告に対して出席委員から異議があるとき又は委員長が必要があると認めるとき若しくは出席委員から要求があるときの挙手又は起立によらない表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第145条本文中「又は」を「若しくは」に改め、「入る者」の次に「又はオンライン出席をする者」を加える。

第157条中「出席し」を「出席をし」に改め、「退去」の次に「（オンライン委員会にあつては、オンライン出席をしないようにすることを含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。